第３章第３節２．⑵の１つ目の○を次のように改める。
○環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室は、必要に応じ、又は都道府県知事からの要請に基づき、武力攻撃災害発生時に発生する廃棄物の適正な処理が図られるよう、関係団体や被災地以外の地方公共団体への要請等必要な措置を講ずるものとする。
第３章第４節１．の４つ目の○を次のように改める。
○各部局等は、必要に応じて地方環境事務所各課に代わり上記を始めとする情報の収集を行うものとする。また、入手した情報は適宜取りまとめの上、速やかに省対策本部に報告するものとする。
第３章第４節１．の５つ目の○を次のように改める。
○省対策本部及び各部局等並びに地方環境事務所各課は、、情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により住民の健康への被害が生ずるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講ずるものとする。省対策本部は対策本部に対して、その旨を報告するものとする。
第３章第４節２．の１つ目の○を次のように改める。
○各部局等は、所管する人員、施設、設備等及び所掌事務に係る被災情報を収集し、速やかに省対策本部に報告するものとする。
第３章第４節２．の２つ目の○を次のように改める。
○環境大臣は、各部局等からの被災情報の報告を取りまとめ、速やかに対策本部長に報告するものとする。
第３章第６節１つ目の○を次のように改める。
○各部局等及び地方環境事務所は、武力攻撃災害が発生した場合に所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を速やかに行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ資機材の整備を行うものとする。
第３章第６節２つ目の○を次のように改める。
○各部局等及び地方環境事務所は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。
第３章第７節１．の１つ目の○を次のように改める。
○各部局等は、地域環境の保全を図るため、武力攻撃事態の態様並びに武力攻撃災害による被害の状況等を総合的に勘案しつつ、下記事項を含め、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。
①被災企業に対する支援措置
・公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等
②環境監視体制に関する措置
・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
・環境監視施設・設備の被害状況把握
③廃棄物の処理等
・公共関与の廃棄物処理施設の復旧に係る必要な措置
・武力攻撃災害により発生する廃棄物の処理事業に係る必要な措置
④所管施設・設備の復旧
・国立公園・国民公園内の所管施設・設備の復旧
⑤武力攻撃災害により放出された放射性物質による環境の汚染への対処
・武力攻撃災害により放出された放射性物質によって汚染された地域の除染及び当該放射性物質により汚染された廃棄物の処理
第３章第７節２．の１つ目の○を次のように改める。
○各部局等及び地方環境事務所各課は、武力攻撃災害からの復旧に当たっては、環境保全の観点から、被災した工場・事業場等の再稼働時における有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による環境汚染を未然に防止するため、また、災害で生じたがれきその他の廃棄物の適正な処理を確保するため、地方公共団体に対して必要な助言を行うものとする。また、被災建築物の解体等に際して石綿の大気環境中への飛散防止のために適切な措置がとられるよう配慮を促すものとする。
第３章第８節２．の２つ目の○を次のように改める。
○各部局等は、国民保護措置を実施するため、平素からその管理する施設及び設備を整備し、点検するものとする。
第４章１．⑵の５つ目の○を次のように改める。
○本部員は、地球環境審議官、官房長、各部局長、環境再生・資源循環局次長、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長及び大臣官房総務課危機管理室長とする。
第４章１．⑶の１つ目の○の３つ目の「・」を次のように改める。
・緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の環境省関係部局への提供
第４章１．⑶の１つ目の○の４つ目の「・」を次のように改める。
・環境省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
第４章１．⑷の１つ目の○を次のように改める。
○省緊急対策本部の事務局は、大臣官房総務課危機管理室において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

**原子力規制委員会国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民の保護に関する計画（原子力規制委員会国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年12月22日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会国民保護計画

原子力規制委員会国民保護計画の一部を次のように変更する。

本文中「原子力関連施設」を「原子力・放射線関連施設」に改める。

目次中
「３　地方放射線モニタリング対策官事務所における体制の整備
４　原子力規制委員会における連絡体制及び参集体制の整備
５　原子力規制事務所における連絡体制及び参集体制の整備
６　国民保護措置の実施機能等の確保
７　国民保護措置に関する職員の研修等」
を
「３　原子力規制委員会における連絡体制及び参集体制の整備
４　原子力規制事務所における連絡体制及び参集体制の整備
５　国民保護措置の実施機能等の確保
６　国民保護措置に関する職員の研修等」
に改める。